

1 委託業務名

ごみ収集車車体広報シート貼付及び剥離業務委託

2 実施目的

本業務は、岡山市（以下、「本市」という。）の指定するごみ収集車に環境について問題提起するシート等を貼り付け、当該ごみ収集車が市内を走行する中で、環境に関する啓発を行うことを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）までとする。

4 業務管理

受託者は、業務管理にあたり、下記事項を遵守しなければならない。

- （１）業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する技術者を選考し、配置すること。
- （２）本市と常に密接な連絡を取り、十分な協議を行い、業務に支障ないようにすること。

5 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項は、第三者に漏らしてはならない。

6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、本市の契約約款に定める書類のほか、下記書類を提出するものとする。

- （１）委託業務着手届
- （２）業務責任者届
- （３）工程表
- （４）完了届
- （５）納品書
- （６）その他必要な書類

7 引き渡し

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けるものとし、本業務は本市の検査の合格をもって完了するものとする。

8 疑義

受託者は、本業務の仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに本市と協議し、本市の意向を踏まえて業務を実施すること。

9 業務内容

（１）語句説明

① 「車体広告用シート」とは

岡山市が貸出しする8切りサイズ画用紙に描かれた原画（10種）をもとにそれぞれA0サイズにカラー印刷した樹脂製シートをいう。ごみ収集車に直接貼付けできるよう裏面に接着材が付いている仕様であること。「車体広告用シート」は3年をめぐにごみ収集車から剥離する予定であるため使用する接着剤は少なくとも3年の耐候性を有し、かつ3年後剥離する際にきれいに剥離可能なものであること。

② 「車体標記シート」とは

白色樹脂製の「岡山市」の切り抜き文字をいい、1文字の大きさが縦約15cm×横約15cmのもの。各車両の両側に各1枚ずつ（計2枚）貼付けが必要。ごみ収集車に直接貼付けできるよう裏面に接着材が付いている仕様であること。「車体標記シート」は3年をめぐにごみ収集車から剥離する

予定であるため、使用する接着剤は少なくとも3年の耐候性を有し、かつ3年後剥離する際にきれいに剥離可能なものであること。

③ 「車番標記シート」とは

50cm×25cmの白色樹脂シートに黒文字でごみ収集車の固有番号を記載したもの。各車両の両側に各1枚ずつ（計2枚）貼付けが必要。ごみ収集車に直接貼付けできるよう裏面に接着材が付いている仕様であること。「車番標記シート」は3年をめぐにごみ収集車から剥離する予定であるため、使用する接着剤は少なくとも3年の耐候性を有し、かつ3年後剥離する際にきれいに剥離可能なものであること。

（2）作業概要

作業は以下の方法にて実施するものとする。

① 車体広告用シート・車体標記シート・車番標記シートの印刷及び貼付

市の指定するごみ収集車計5台に車体広告用シート（1台につき2枚）、車体標記シート（1台につき2枚）、車番標記シート（1台につき2枚）をそれぞれ各車両に貼付ける作業。車体広告用シートの貼付けにあたり、ごみ収集車の形状に合わせシートの切り取りが必要な場合や、貼付けにより見えにくくなる既存の車体標記等を各車体の色（緑色または青色）に近い色のシートでマスキングが必要となる場合があるため、車体への貼付け前に必ず市職員と協議して作業にあたること。

各種シート貼付けの際、ごみ収集車の点検窓、金具類がある場合は、各種シートを部分的に切除するなどして、その機能が失われないよう対策すること。各種シートの貼付けにあたっては、高さ・ライン等をそろえる必要がある。

また、車体広告用シート及び車番標記シートの貼付けの際には、透明な耐久性のあるテープを使用し、各シートが剥がれないようシートの4辺を補強すること。

② 旧シートの剥離、車体標記シート・車番標記シートの印刷及び貼付

市の指定するごみ収集車計5台に貼られている旧車体広告用シート（1台につき2枚）、旧車体標記シート（1台につき2枚）、旧車番標記シート（1台につき2枚）をそれぞれ剥離し、各車両に新たに車体標記シート（1台につき2枚）及び車番標記シート（1台につき2枚）を貼り付ける作業。

剥離は熱処理（ヒーターやドライヤー等を使用）を手作業にて実施すること。剥離・貼付の際には車体の塗装等を破損させないように注意すること。剥離・貼付の際に車体または表示等が破損した場合は受託者が補修すること。

車番標記シートの貼付けの際には、透明な耐久性のあるテープを使用し、車番標記シートの4辺を補強すること。

③ 旧シートの剥離、車体広告用シート・車体標記シート・車番標記シートの印刷及び貼付

市の指定するごみ収集車1台に貼られている旧車体広告用シート（2枚）、旧車体標記シート（2枚）、旧車番標記シート（2枚）を剥離し、新たに車体広告用シート（2枚）、車体標記シート（2枚）、車番標記シート（2枚）を車両に貼付ける作業。

剥離は熱処理（ヒーターやドライヤー等を使用）を手作業にて実施すること。剥離・貼付の際には車体の塗装等を破損させないように注意すること。剥離・貼付の際に車体または表示等が破損した場合は受託者が補修すること。

車体広告用シートの貼付けにあたり、ごみ収集車の形状に合わせシートの切り取りが必要な場合や、貼付けにより見えにくくなる既存の車体標記等を車体の色（緑色または青色）に近い色のシートでマスキングが必要となる場合があるため、車体への貼付け前に必ず市職員と協議して作業にあたること。

各種シート貼付けの際、ごみ収集車の点検窓、金具類がある場合は、各種シートを部分的に切除するなどして、その機能が失われないよう対策すること。各種シートの貼付けにあたっては、高さ・ライン等をそろえる必要がある。

また、車体広告用シート及び車番標記シートの貼付けの際には、透明な耐久性のあるテープを使用し、各シートが剥がれないようシートの4辺を補強すること。

③ 準備物等

	作業内容	要件
車体広告用シート制作	市が貸し出す8切り画用紙に描いた原画10枚（ポスター）をそれぞれスキャニング後、インクジェットプリンター等でカラー印刷した樹脂製シートを制作すること。【縦A0サイズ6枚、横A0サイズ4枚】 スキャニングの際は、制作したシートと原画を見比べた際に書かれている文字等が原画と遜色ない程度の解像度とすること。	シート及びインク等は3年間程度の耐候性を有すること。また、3年後剥離する際にきれいに剥離可能な接着剤を使用すること。 シートは耐候性を向上させるため、ラミネート加工を施すこと。 車体に貼付けする「車体広告用シート」、「車体標記シート」、「車番標記シート」は洗車機及び高压洗浄による洗車に耐えられるものとする。
車体標記シート制作	車体標記シートは、白色樹脂製の「岡山市」の切り抜き文字とし、1文字の大きさが縦約15cm×横約15cmとする。 シートを剥離する車両4台、シートを新たに貼付けする車両4台、シートを剥離し新たに貼付けする車両1台の計9台について、車体標記シートを1台につき2枚×各9台分 計18枚制作すること。	シート及びインク等は3年間程度の耐候性を有すること。また、3年後剥離する際にきれいに剥離可能な接着剤を使用すること。 シートは耐候性を向上させるため、ラミネート加工を施すこと。 車体に貼付けする「車体広告用シート」、「車体標記シート」、「車番標記シート」は洗車機及び高压洗浄による洗車に耐えられるものとする。
車番標記シート制作	車番標記シートは、50cm×25cmの白色樹脂シートに黒文字表記とする。 シートを剥離する車両4台、シートを新たに貼付けする車両4台、シートを剥離し新たに貼付けする車両1台の計9台について、車番標記シートを1台につき2枚×各9台分 計18枚制作すること。	シート及びインク等は3年間程度の耐候性を有すること。また、3年後剥離する際にきれいに剥離可能な接着剤を使用すること。 シートは耐候性を向上させるため、ラミネート加工を施すこと。 車体に貼付けする「車体広告用シート」、「車体標記シート」、「車番標記シート」は洗車機及び高压洗浄による洗車に耐えられるものとする。
補強テープ	車体広告用シート、車番標記シートについては各シートの見映えに影響しない透明な耐久性のあるテープ（補強テープ）を使用し、各シートが剥がれないよう4辺を補強すること。	
車体色シート	貼付け車両5台への車体広告用シート貼付けにあたり、貼付けの際に、貼付けにより見えにくくなる既存の車番標記等を各ごみ収集車（緑色または青色）に近い色のシートでマスキングすること。 マスキングシートは高さ・ライン等をそろえること。また、点検窓、金具類がある場合は、当該部分のマスキングシートを切除するなどしてその機能が失われないよう対策すること。	

※各シートは事前に市職員に提示して確認をうけること。

④ 作業対象車及び作業について

(ア) 剥離作業が 2 台、貼付作業が 1 台となる事業所（当新田事業所）については剥離作業 2 台を 1 日で終わらせ、別日にもう 1 台の貼付作業を終わらせること。

(イ) 剥離作業が 1 台、貼付作業が 1 台となる事業所（野殿事業所、西大寺事業所）については各事業所での全ての作業を各 1 日で終わらせること。

(ウ) 剥離作業が 1 台、貼付作業が 2 台となる事業所（岡南事業所）については剥離作業 1 台、貼付作業 1 台を 1 日で終わらせ、別日にもう 1 台の貼付作業を終わらせること。

(エ) 各日の作業は、9 時開始とし、16 時までには終わらせること。

(オ) 各作業日程及び作業場所は次の表のとおりとする。受託者の都合による日程の変更は不可。ただし、市が天候等による日程変更が必要と判断した場合は、受託者は市と協議の上対応すること。

事業所	作業日	車両番号	車番標記	緑/青	事業所	住所
岡南 (剥離)	令和 7 年 10 月 22 日	3195	南 18		岡南事業所	南区当新田 433-1
岡南 (貼付①)		4676	南 8	緑		
岡南 (貼付②)	令和 7 年 10 月 23 日	4677	南 12	緑		
当新田 (剥離①)	令和 7 年 10 月 27 日	3232	当 3		当新田事業所	南区当新田 486-1
当新田 (剥離②)		1273	当 7			
当新田 (貼付)	令和 7 年 10 月 28 日	4357	当 8	緑		
野殿 (剥離)	令和 7 年 10 月 31 日	3205	野 3		野殿事業所	北区野殿西町 1-5
野殿 (貼付)		4675	野 6	緑		
西大寺 (剥離)	令和 7 年 10 月 14 日	3273	西 6		西大寺事業所	東区西大寺二丁目 6-61
西大寺 (貼付①)		3273	西 6	緑		

10 その他

- (1) 各シート貼付前に、ごみ収集車に貼付されているシール等（てんぷら油シール、車体標記シート、車番標記シート）の剥離、汚れ等を除去し、新しいシートを貼付できる状態にすること。

- (2) 受託者は落札決定後、環境事業課に打ち合わせに来ること。その際、使用するシートについての色見本等を持参すること。
- (3) 各シートは、点検窓、金具類を避けて貼付すること。
- (4) 貼り付けた車体広告用シート、車体標記シート及び車番標記シートが、風雨、日光、洗車等により、貼付後 1 年以内に割れ、収縮、変色、剥がれ等著しく劣化した場合は受託者が費用を負担して交換すること。
- (5) 貸し出したポスター類は汚損等ないように丁寧に扱い、必ず返却すること。
- (6) 剥離・貼付作業等に際しては事故防止及び施設・車両等の損傷防止に十分注意すること。
- (7) 貼付の際に、貼付により見えにくくなる既存の車番標記等を各ごみ収集車の車体の色（緑色または青色）に近い色のシートでマスキングすること。マスキングシートは高さ・ライン等をそろえること。また、点検窓、金具類がある場合は、当該部分のマスキングシートを切除するなどしてその機能が失われないよう対策すること。
- (8) その他不明な点については市職員の指示、協議に基づいて作業を行うこと。